

個人市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料に係る還付加算金の支払不足の確定について

平成26年11月25日

財 政 部
市 民 部
保 健 福 祉 部

1 概要

本市において、還付加算金について、法令等の解釈を誤り、一部の方に還付加算金の支払不足があったことについて、該当件数及び額が確定したので報告します。

なお、介護保険料においても、還付加算金の支払不足が生じていたことから、併せて報告するものです。

2 還付加算金支払件数及び不足額

(1) 市県民税	1,270 件	6,991,100 円
(2) 国民健康保険税	1,792 件	6,270,700 円
(3) 後期高齢者医療保険料	265 件	642,500 円
(4) 介護保険料	73 件	107,700 円
計	3,400 件	14,012,000 円

3 今後の対応

- (1) 還付加算金不足額について、11月20日に対象者へ通知書を発送し、口座振込依頼書の返送を受けた後に、不足額の支払を実施し、12月末までに大部分の支払を終了する予定としています。
- (2) 還付加算金に係る事務執行においては、法令等の規定に基づき適正な事務執行に努めます。
- (3) 平成26年12月補正予算において、必要な予算措置を計上することとしています。
- (4) 還付加算金支払不足の一因となった還付加算金の起算日について、国において「地方税法」の改正を検討していることから、当面は市長会等を通じた要望は行わず、国の動向を注視することとします。